

減免申請チェックリスト

【社会福祉法人・社会福祉協議会】

このチェックリストは減免申請書の記入等の誤りを少なくし、修正等の事務手続きを軽減するため、その記載事項の確認点をまとめたものです。このチェックリストにより記入等の誤りがないか確認をお願いします。

なお、不備があると、申請を受け付けることができませんので、郵送の場合は特にご注意ください。

チェック	項目	チェックの観点	備考
1. 申請に必要な書類はそろっていますか。			
	交付申請書	正しい様式を使用していますか。 種別割:自動車税種別割減免申請書(その1) 環境性能割: 自動車税環境性能割減免申請書(その4)	様式が違う場合は、作成し直して申請してください。
	自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	車検切れとなっていないですか。	車検切れの場合、申請できません。
		車検証の住所、氏名が申請内容と一致していますか。	たとえば、住所が旧住所のままであると、登録変更後でないとう付できません。陸運事務所です手続きしてから申請してください。
	定款の写し	—	
	運行実績報告書 (新規登録の場合は運行計画書)	申請書提出月の直近3ヶ月間の運行実績となっていますか。利用割合は、3ヶ月の合計で50%以上となっていますか。 新型コロナウイルス感染症の影響等により、運行実績3ヶ月合計が50%に満たない場合は、理由書(任意様式)を添付ください。 運行計画書は用途、運行目的、減免対象事業との関連性が分かるように記載していますか。	令和3年度より、任意の運行簿の提出から「運行実績報告書」の提出に変更になりました。
	【5台以上申請する場合】 申請車両リスト	申請車両リストは申請車両の登録番号と申請台数が確認できるように作成してください(様式自由)。	
2. 申請書の記載事項			
	申請者	「納税義務者」になっているか。	社会福祉法人以外は申請できません。 納税通知書の宛名の方が納税義務者です。
	登録番号	正しく記入していますか。	誤記があれば、受付できません。
	事業名	具体的な事業名が記入されていますか。	「第一種社会福祉事業」や「法人名」を記入している場合は、具体的な事業名を記入してください。
		【表1】の減免対象事業に該当していますか (社協は除く) (【表1】裏面参照)	該当していない場合は、減免できません。
	自動車の使用目的および用途	どこで、どんな用務で使用するか、記載されていますか。	減免対象事業の実施と無関係の用務であれば、減免できません。

【表1】減免対象事業

■ 第一種社会福祉事業

以下の施設を経営する事業	設置根拠法
救護施設	生活保護法
更生施設	
その他生計困難者を無料又は低額な料 金で入所させて生活の扶助を行うことを 目的とする施設を経営する事業	
生計困難者に対して助葬を行う事業	
乳児院	児童福祉法
母子生活支援施設	
児童養護施設	
障害児入所施設	
児童心理治療施設	
児童自立支援施設	
養護老人ホーム	老人福祉法
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
障害者支援施設	障害者総合 支援法
授産施設	

■ 第二種社会福祉事業

以下の事業の実施又は施設を営む もの	設置根拠法
障害児通所支援事業	児童福祉法
障害児相談支援事業	
母子家庭等日常生活支援事業	母子及び父子 並びに寡婦福祉 法
寡婦日常生活支援事業	
母子・父子福祉施設を経営する事業	
老人居宅介護等事業	老人福祉法
老人デイサービス事業	
老人短期入所事業	
小規模多機能型居宅介護事業	
認知症対応型老人共同生活援助事 業	
複合型サービス福祉事業	
老人デイサービスセンターを経営す る事業	
老人短期入所施設を経営する事業	
老人福祉センターを経営する事業	
老人介護支援センターを経営する事 業	
障害福祉サービス事業	障害者総合支 援法
一般相談支援事業	
特定相談支援事業	
移動支援事業	
地域活動支援センターを経営する事 業	
福祉ホームを経営する事業	身体障害者 福祉法
身体障害者の更生相談に応ずる事 業	
知的障害者の更生相談に応ずる事 業	知的障害者 福祉法